

マイナンバーカードの受け取りについて

申請から 1～2 か月で、ご自宅に転送不要郵便で交付通知書(ハガキ)が届きます。ハガキが届きましたら、受け取りのご予約をしてお越しください。

15 歳未満の方及び成年被後見人の方の場合は、本人と法定代理人が一緒にお越しください。

予約方法

- インターネット予約…ハガキに記載の 2 次元コードを読み取ってご予約ください。
- 電話予約…ハガキをお手元にご用意の上、ご予約ください。

受け取りに必要なもの

初めてカードを作られた方

- 交付通知書(ハガキ)
- 通知カード(お持ちの方のみ)
- 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- 本人確認書類(以下の A を 1 点または B を 2 点)

更新または再交付の方

- 交付通知書(ハガキ)
- マイナンバーカード(更新または再交付の方)
※ 紛失された場合やカードの返納がない場合は、再交付手数料(1,000 円)が必要となります。
- 本人確認書類(以下の A を 1 点または B を 2 点)
※ 返納いただくマイナンバーカードの有効期限が 6 か月以内であれば不要です。

本人確認書類一覧 (15 歳未満の方及び成年被後見人の方の場合は、ご本人と法定代理人の両方の本人確認書類が必要です。)

※有効期限がある場合は、有効期限内の書類に限ります。ただし、マイナンバーカード(申請者の本人確認書類)に限り、有効期間満了の日から 6 か月以内は本人確認書類として認められます。
※「氏名と生年月日」又は「氏名と住所」が記載されている必要があります。

A 以下の書類の原本で、顔写真付きのもの

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート(旅券)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書

B 官公署から発行または発給された書類その他これに類する書類の原本

資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、各種年金証書、年金手帳、基礎年金番号通知書(年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。)、母子健康手帳、民間企業の社員証、学生証または学校名が記載された各種書類(卒業証書等)、官公署の職員証、官公署が発行する資格証や免状(宅地建物取引士証等)、病院長や施設長・法定代理人などが交付申請者の顔写真を証明した書類(※)など

※顔写真を証明した書類が必要な場合は、様式をお渡ししますのでお問い合わせください。

やむを得ない理由により代理人にカードの受け取りを委任する場合

ご本人が以下の事由に該当する方等で来庁が難しい場合は、代理人にカードの受け取りを委任できます。

①成年被後見人、被保佐人、被補助人②中学生、小学生、未就学児③75 歳以上の後期高齢者④長期で入院や施設に入所している方⑤要介護、要支援認定者⑥身体や精神障害のある方⑦妊婦⑧長期での出張や海外へ留学されている方⑨高校生、高専生⑩社会的参加を回避し、長期にわたって家庭にとどまり続けている状態の方

※代理人にカードの受け取りを委任する場合は、ご本人と代理人双方の顔写真付き本人確認書類が必要です。代理人による受け取りの可否や必要なものについては、町民課まで事前にご相談ください。